平成２４年（フ）第１５９号
宮城県栗原市栗駒栗原八幡沢４番地２
債務者　高橋　祥子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
長野県諏訪市湖岸通り５丁目５番１号
債務者　髙嶋　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７２２号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目８番９―403号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６３号
兵庫県西宮市大社町３番８シーアイマンション406号室、住民票上の住所兵庫県西宮市上ヶ原山田町４番143―205号
債務者　月岡　義雄
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６４号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目25番22号
債務者　森　加奈恵
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７３号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目23番６号
債務者　廣川　泰子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県佐用郡佐用町三日月1455番地
債務者　原田　美香
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第９９号
愛媛県宇和島市坂下津甲343番地２
債務者　河野　武治
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２３８号
高知県吾川郡いの町枝川2299番地17
債務者　田村　早美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８９号
群馬県桐生市菱町４丁目2339番地の３
債務者　関口　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４７４号
石川県白山市八ツ矢町389番地１　ラ・フォーレ106―103号室、従前の住所石川県白山市辰巳町58番地
債務者　居酒屋咲良こと　柿﨑ひろみ
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
岐阜県飛騨市古川町弐之町５番15号
債務者　大久保貴史
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１号
岐阜県高山市一之宮町3232番地９
債務者　坂地由起子（旧姓森部）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
鳥取県米子市米原1460番地　池口方
債務者　坪倉　利子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８０号
山口県下関市後田町５丁目14番12号　山村アパートＡ―１号、前住所山口県下関市後田町５丁目14番12号
債務者　ランチＢＯＸ山の口店こと　増田富美子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
山口県下関市小月小島２丁目４番21号
債務者　イソベ設計事務所こと　磯部　静雄
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
徳島県美馬市美馬町字鍵掛40番地２
債務者　藤島　光雄
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部